

## 川本町障がい者活躍推進計画 令和2年4月1日

機関名	川本町
任命権者	川本町長
計画期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）
川本町役場における障 害者雇用に関する課題	川本町においては、職員総数が59人と小規模な機関であり、これまで障 がい者に限定した募集・採用は行っていない。
目標	
①採用に関する目標	在籍する雇用障がい者数が前年度を下回らない。
②定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障がい者の活躍を 推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務財政課長を選任する。
	○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である 職員の相談窓口を設定し、周知する。
	○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任 するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合に は、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習 を受講させる。
2. 障がい者の活躍の 基本となる職務の選 定・創出	○身体障がい者等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談 があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定 及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を 推進するための環境整 備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、必要な配慮等の有無を把握することとし、 その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつ も、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法 律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場 の拡大を推進する。